

会計	繰越	検算	転記		
74	74	2	74	0	
			74	0	

<国会議員関係政治団体・資金管理団体以外の政治団体用>

(その1)

収 支 報 告 書

令和 6 年分

(ふ り が な)
1 政治団体の名称

けいざいかつせいけんきゅうかい
経済活性研究会

2 主たる事務所の所在地

長崎県大村市富の原2丁目492

3 代表者の氏名

谷川 彌一

4 会計責任者の氏名

三宅 浩子

政治団体の区分

- ☐ 政党の支部
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等
☐ 同一の都道府県の区域内

事務担当者

氏名 三宅浩子

電話

氏名

電話

資金管理団体の指定の有無



有



無(以下、この欄の記載不要です。)

公職の種類 衆議院議員(現職)

資金管理団体の
届出をした者の氏名 谷川 彌一

国会議員関係政治団体の区分



政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 谷川 彌一

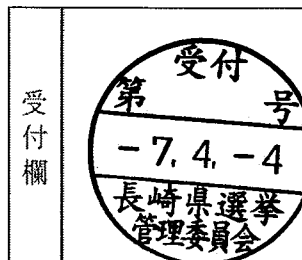
公職の種類 衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間

令和 6 年 1 月 1 日から
令和 6 年 1 月 24 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 6 年 1 月 1 日から
令和 6 年 1 月 24 日まで



(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収 入 総 額	円 69,458,107
(前年からの繰越額)	64,334,539
(本年の収入額)	5,123,568
支 出 総 額	22,591,678
翌年への繰越額	46,866,429

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	円 0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	円 0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
衆議院議員在籍30周年谷川弥一政経セミナー	円 540,000	令和5年12月2日 長崎県大村市幸町25-30パークベルズ大村 *前年度開催セミナー未収分
この頁の小計	540,000	
合計	540,000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
労働保険料還付金	円 29,320	
貸付金の回収	4,550,000	
こ の 頁 の 小 計	4,579,320	
1 件 10 万 円 未 満 の も の	4,248	
合 計	4,583,568	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1) 人 件 費	10,819,897	
(2) 光 熱 水 費	112,034	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	996,862	
(4) 事 務 所 費	7,112,892	
小 計	19,041,685	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	2,394,993	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	1,155,000	
小 計	3,549,993	
合 計	22,591,678	

(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、併せて(その16)の添付が必要です。

(その14)

↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	☐ 光熱水費	☒ 備品・消耗品費	☐ 事務所費
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ガソリン代	円 14,380	R6. 1. 16	ENEOS関東燃料(株)	東京都世田谷区上北沢4-17-15	
この頁の小計	14,380				
その他の支出	982,482				
合 計	996,862				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その14)

↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	☐ 光熱水費	☐ 備品・消耗品費	☒ 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
宿泊代	円 129,027	R6. 1. 12	ザホテリアグループ赤坂(株)	東京都港区赤坂1-12-33	
ETC通行料	29,820	R6. 1. 17	トヨタファイナンス(株)	名古屋市西区牛島町6-1	
出張費	84,760	R6. 1. 19	(株)日本国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館内B4F	
出張費	42,280	R6. 1. 19	全日本空輸(株)	東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンター	
出張費	13,250	R6. 1. 23	ドーマーインPREMIUM長崎駅前	長崎市五島町2-29	
この頁の小計	299,137	(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。			
その他の支出	6,813,755				
合計	7,112,892				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (渉外費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会食費	円 48,807	R6. 1. 20	黒毛和牛焼肉薩摩牛の蔵	東京都武蔵野市吉祥寺南町1-9-11第2じぞうビル3F	
会食費	118,900	R6. 2. 6	俵いとう屋鮎以とう	東京都港区赤坂6-6-29	
会食費	79,150	R6. 2. 14	俵いとう屋鮎以とう	東京都港区赤坂6-6-29	
会食費	71,912	R6. 2. 15	ざくろTBS店	東京都港区赤坂5-3-1赤坂Bizタワー 2F	
会食費	90,700	R6. 2. 22	活魚料理魚籠	福岡市中央区薬院1-6-5ホワイティ薬院 1F	
会食費	65,500	R6. 3. 2	株式会社椿	長崎市油屋町2-6-2F	
会食費	63,768	R6. 4. 16	株式会社津々井	東京都港区赤坂2-22-24泉赤坂ビル1F	
会食費	56,800	R6. 5. 9	有限会社観光ビルはたなか	五島市中央町7-20	
会食費	100,000	R6. 8. 25	Hirolicious	長崎市築町4-1-2F	
会食費	73,000	R6. 9. 28	有限会社青柳	長崎市丸山町7-21	
会食費	60,500	R6. 9. 30	活魚料理魚籠	福岡市中央区薬院1-6-5ホワイティ薬院 1F	
商品代	99,000	R6. 10. 5	株式会社三越伊勢丹 伊勢丹新宿本店	東京都新宿区新宿3-14-1	
会食費	50,600	R6. 12. 4	寿司富	五島市吉田町3569-2	
この頁の小計	978,637				
その他の支出	1,366,356				
合 計	2,344,993				

(注1) 1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (交際費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
香典	円 50,000	R6. 7. 15	松谷綾子	東京都世田谷区松原4-14-14	微難明細あり
この頁の小計	50,000				
その他の支出	0				
合 計	50,000				

(注1) 1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の経費 (敷 金)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所敷金引継	円 1,080,000	R6. 3. 26	自由民主党長崎県衆議院比例区第1支部	長崎県大村市東三城町6-1-2F	
駐車場敷金引継	75,000	R6. 3. 26	自由民主党長崎県衆議院比例区第1支部	長崎県大村市東三城町6-1-2F	
この頁の小計	1,155,000				
その他の支出	0				
合 計	1,155,000				

(注1) 1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☒	☐	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

[illegible]

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ~~2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）~~
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 4 月 4 日

政治団体の名称 経済活性研究会

会計責任者の氏名 三宅 浩子



(印)

(代表者の氏名

(印))

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和7年3月31日

経済活性研究会
代表 谷川 彌一 殿

登録政治資金監査人

手塚 啓太郎



登録番号 第 1374 号
研修修了年月日 平成21年7月10日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、経済活性研究会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、経済活性研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

経済活性研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、経済活性研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上